

- (27) 5 Elizabeth, c. 13.
- (28) *Tudor Economic Documents*, iii, 330–334.
- (29) *Ibid.*, 127–128.
- (30) *The Victoria History of the Counties of England, Oxfordshire*, ii (1907), 183; *Historical Manuscripts Commission* [△] *Hist.MSS.*, *Salisbury*, iv (1892), 52; vii (1899), 410; x (1904), 183.
- (31) *Hist.MSS., Buccleuch*, i (1899), 229.
- (32) *Hist.MSS., Report and Appendix*, (1879), 629.
- (33) *Hist.MSS., Various*, iv (1907), 129.
- (34) 14世紀の輸入税は、半蠶役人の権限が拡大され、度量衡の不正調査権、品質の検査権、中間商人の懲罰権、法庭の開催権などをもつた。cf. Everitt, *op. cit.*, 578–79.
- (35) *Calendar of State Papers, Domestic* (1629–31), 532. cf. Joan Thirsk & J. P. Cooper (eds.), *Seventeenth-Century Economic Documents* (Oxford, 1972), 235–38.
- (36) *Hist.MSS., Portland*, ii (1893), 178.
- (37) John Walter & Keith Wrightson, *Dearth and social order in the early modern England, Past & Present*, 71 (1976), 22–42.
- (38) 共和政期の政策による、Lipson, *op. cit.*, 431.
- (39) 15 Charles II, c. 7.
- (40) Westerfield, *op. cit.*, 144.
- (41) *Journals of the House of Commons*, xxii, 265.
- (42) Thompson, *The moral economy*, 84–85; Westerfield, *op. cit.*, 145–46.
- (43) *Gentleman's Magazine*, xxi, (1751), 510. △*同上*, xxi, 534, 557; xxvii (1757), 286; xxviii (1758), 278, 424–25, 509–10.
- (44) Thompson, *The moral economy*, 85–86.
- (45) *Ibid.*, 87.
- (46) ハーマン・カーネギー著『國權論』第1卷（中央公論社）

一九七八年' 1111ペ - 1119' 1145 - 1149頁。

(47) 近藤和彦「一七五六—七年の食糧蜂起」〔下〕『思想』六
四五号（一九七九年）' 1110—1111。

(48) 12 George III, c. 72

- （10）Ibid., 486–88.
- （11）荻本田輝「「さあ、なあ、社会史なのか」『経済論譜』」〇印（一九八〇）' 統説。
- （12）十九世纪に於ける度量衡の基準は事実上常に變つた。
- （13）Cornelius Walford, *Fairs Past and Present* (London, 1883), 14. 売場「ヘハシトハシ」の歴史とその pie powder court(市場裁判所)」
- （14）Everitt, op. cit., 488–490.
- （15）Ibid., 544–45.
- （16）R. B. Westerfield, *Middlemen in English Business, particularly between 1660–1760* (New Haven, 1915), 135.
- （17）Ibid., 135.
- （18）E. Lipson, *The Economic History of England*, ii (Edinburgh, 1931), 422.
- （19）Everitt, op. cit., 553–56.
- （20）cf. Keith Wrightson, *English Society 1580–1680* (London, 1982), 44–51.
- （21）Everitt, op. cit., 539.
- （22）Petition against Forestallers, 1529, in Richard Henry Tawney Tawney & Eileen Power (eds.), *Tudor Economic Documents*, i (London, 1924), 144–46.
- （23）Crowley's Epigrams on Forestallers, Lease-Mongers, and Rent Raisers, 1550, in *Tudor Economic Documents*, iii, 61–62.
- （24）「アッセイ・オブ・ブリティッシュ・ブレッド (assize of bread)」1503 Sidney & Beatrice Webb, *The assize of bread, Economic Journal*, 14 (1904), 196–218.
- （25）5 & 6 Edward VI, c. 14.
- （26）Westfield, op. cit., 142.
- （σ）A. Everitt, op. cit., 481–83.
- （ω）近藤和彦「セルフ・ヒロヒーの「一九八五」」〇印（一九八〇）' 統説。
- 〔民衆文化〕（波書店）「政治文化の社会史における「思想」」七七印（一九八九）' 七二一八八' 統説。
- （ω）Edward Palmer Thompson, *The moral economy of the English crowd in the eighteenth century*, *Past & Present*, 50 (1971), 76–136.
- 〔民衆文化〕（波書店）「十八世纪の社會思想」（一九九〇）' 五九一八メルグ『歴史家たち』（名古屋大学出版社）「十八世纪ヨーロッパの新展開——犯罪の社会史」（著者）書評。
- （4）近世以前の市場町の盛衰（一九九〇）' R. H. Hilton, *Medieval market towns and simple commodity production*, *Past & Present*, 109 (1985), 3–23.
- （ω）Alan Everitt, *The marketing of agricultural produce*, in Joan Thirsk (ed.), *The Agrarian History of England and Wales*, iv (Cambridge, 1967), 491–500.
- （ω）E. P. Thompson, *Time, work-discipline, and industrial capitalism, Past & Present*, 38 (1967), 79.
- （ω）W. Thawaites, *Women in the market place*: Oxfordshire, c. 1690–1800, *Midland History*, ix (1984), 24–29.
- （ω）近藤和彦「廿世紀後半の「一九八五」」（著者）（編）『新社会思想』（波書店）「新社会思想」（一九八〇）' 〇印（New Winchelsea）' 四四—四五（New Salisbury）' 四七（Flint）' 〇印（著者）W. G. Hoskins, *The Making of English Landscape* (London, 1955), 52 (Ashmore), 62 (Thoverton), 112 (Salisbury); Do., *Local History of England* (London, 1959), 95 (King's Lynn), 106–107 (Hitchin), 144 (著者) 著者。

るのであり、「穀物を掠奪される危険にあう」。したがつて、「穀物」という商品じたいの日持ちしない性質と、価格の頻繁かつ予見できない変動のために、他日こうむる幾多の損失を埋合わせするにすぎない」一時的な利潤を考慮して、「徳望家や資産家はこの穀物取引に従事することを嫌う」ことになる。しかし、中間商人たちは「製品がただちに売れる市場を提供し」「代金の前納さえすること」で、農業経営者たちがすべての資本を「たえず耕作に使うこと」を可能にしているのであるから、これを規制すべきではない。⁽⁴⁶⁾

中間商人にたいする当局とハズルミア請願にみられる民衆の意識との相違は、双方が前提とする経済圏、生活圏の相違ともいえる。すなわち、当局は全国的（ときには国際的）な視座で経済組織体をとらえているのにたいして、民衆の前提はあくまでローカルなそれである。そして十八世紀の半ばを境にして、中央政府だけでなく地方当局の態度も転換しはじめる。⁽⁴⁷⁾それが一七七二年の中間商人規制法の全廃へと連なつてゆく流れである。

一七七二年の廃止立法⁽⁴⁸⁾は直接的には一七七一一七三年の食糧蜂起群に対応するものと考えられる。すなわち、蜂起参加者から行為の法的正統性を剥奪するものであつた。しかし、それが右の流れからなされたのは制定法前文からうかがうことができる。

穀物や挽きわり粉、小麦粉その他の種々の食糧を商うことにお

いて、幾多の法律によつて課せられていた制限は、それらの商品の自由取引を妨げることで〔産業の〕成長を害し、商品価格を上昇させる傾向のあることが経験的に判明した。であるから、

かの諸法が施行されたならば、この王国、とりわけロンドンとウェストミンスターの住民に大きな難儀をもたらすことになるであろう。



テューダ朝に制定された中間商人規制法は市場の商品供給を監督する当局者にとって、いわば両刃の剣であった。法を厳格に施行してもしなくとも、当該の市場で、あるいは他の市場で商品供給に滯りを生じた。そして彼らは徐々にその法の発想法から離れてゆく。と、同時に施行されなくなつた法は、完全に廃止されるまで民衆の主張の根拠となる。その過程は法の施行形態が、「制定法→地方当局者の命令→民衆の国会請願」と変化していくことに反映されている。法の廃止後も、しばらく食糧蜂起はつづく。それがどのように観念にもとづいていたのか、そして新たな世界観がヘゲモニー文化となつた十九世紀、民衆の世界観はどのように変化するのか、それについては稿をあらためて検討したい。

注

(1) 柴田三千雄『パリのフランス革命』（東京大学出版会、一九八八）

安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』（青木書店、一九七四）・岸本美緒「モラル・エコノミー論と中国社会研究」「思想」七九二号（一九九〇）、二二三一一七・川本隆史「モラル・サイエンスとモラル・

ず。：詐欺行為がなければ、いかなる罰則も科せられず。

この二つの条文は、それぞれ、価格が一定基準以下のさいには穀物輸出と大量買いつけを容認するものである。しかも、対象は「すべての個人」であつて、許可証といふことは一度も登場してこない。中間商人の規制方法は、治安判事によつて認可される許可証制度が事実上廃止され、価格のみに規定されるものとなつた。⁽⁴⁰⁾ 中央政府は中間商人の規制を事実上放棄し、法執行のイニシアティヴは民衆、消費者に移つてゆく。

一七三四四年ロンドン近郊のサリ州ハルズミアから庶民院に請願が提出された。

さまざまな製粉業者や小麦粉商人は、公開市場で陳列される穀物を購入することを拒否し、ひそかに小さな見本によつて莫大な量の穀物を購入しております。そのために、数多くの貧しい住民を扶養するのに適用される市場税は大幅に減少され、産業は壊滅的な打撃をこうむつております。近年のかような不法行為が：製粉業者と小麦粉商人との結託による穀物価格と度量衡の決定を可能ならしめ、農業経営者たちに「製粉業者と小麦粉商人の」家へと穀物を搬入させる結果をうみだしているのであります。以上の場合のために相当数の市場町の産業は大打撃をこうむりました。大量買いつけを規制する諸法は廃れてしまつたのであります。⁽⁴¹⁾

見本による取引はすでに十七世紀中葉までにかなり一般的なものとなつてゐた。農業経営者たちは投機的商人と家の戸口で取引きを

行ない、「市場という芝居をするために、そして価格を決めるために、たつた一つだけの荷を市場へもつてゆく」。⁽⁴²⁾ むろんこうした市場の実態は批判の対象となつた。それは、農業経営者と中間商人の結託（の疑い）にたいする非難というかたちであらわれる。

ロンドンでの穀物取引きの過程は、耕作者が：もつもよい市場価格で販売するようにと中間商人に委託し、：中間商人たちは農業経営者から安価に購入したものをお消費者に高く売りつけ、という次第だ。：そのため穀物を倉庫に貯えておいたりする。：投機商人たちは彼ら自身も結託して低価格の穀物を買ひあげ、：時節が到来するまでそれをしまいこんでおく。⁽⁴³⁾

このような非難がなされる中で当局は実際にどのような対応を示したのであらうか。実際のところ、見本取引きについては無策であった。しかし、ある地域における食糧危機には何らかの対処をする必要があつた。一七五六年の食糧価格の高騰、食糧蜂起群の発生にさして、枢密院はつぎのような勅令を発する。中間商人を規制する古き諸法を適用し、「すべての農業経営者は公開市場に「穀物を」もつてゆくべし。自家にて見本売りをすべからず。違犯は厳罰に処す。」⁽⁴⁴⁾ この勅令を発しながらも、おそらく中央政府はそれが厳密に施行されないことを予想していた。穀倉地帯以外の都市の市場は、中間商人規制が厳密に施行されたならば、すでに穀物の確保が不可能であつた。⁽⁴⁵⁾

中間商人にたいする当局の立場はつぎのように正当化される。凶作時に「穀物商は、利潤をえるどころか往々にして完全に破産」す

品を直接購入できる場所でなくてはならない。この命令はまさしく消費者を保護する前世紀の二法の再確認ともみえる。しかし同時に、中間商人を完全に締めだしてしまっては、他市場、他州の穀物供給の確保はおぼつかなかつた。「治安判事認定の許可証なしに」の条項には、じつは当局者のディレンマを示唆しているし、第一項ではそもそもテューダ朝二法では定められていなかつた事前の協議（根回し）が命じられている。

十七世紀前半は前世紀の法律がかろうじて施行されていた時代であつた⁽³⁴⁾。とくに食糧危機のさいには権力当局みずからが法の厳格な施行を確保した。たとえば、十七世紀最大級の食糧危機とされる一六三〇—三一年には、以下の命令がだされている⁽³⁵⁾。

〔サ・トーマス・バリントン (Sir Thomas Barrington) から国務相ドーチェスター (Dorchester) にあてて、一六三一年五月九日〕

一、穀物価格をさだめ統制すべし。

一、麦芽釀造を七月二十日前後まで禁止すべし。：大麦は全王国臣民の主穀であるから、一ブッシュエルあたり六シル四ペンスで売らるべし。

一、すべての穀物販売者は貧しき者のために妥当な量の穀物を確保すべし。

一、國務相は穀物が輸出されていないことを確認すべし。

この国政レヴエルの命令の中では、中間商人ということばは直接でてこない。しかし、価格公定化や輸出禁止の中に、市場を介さない

で国内外で大量に売買しようとする彼らの活動を制限する意図は読みとれよう。とくに主要港近辺では、目前で大量の穀物が輸出されゆくのに市場で穀物がないという可能性があつた。それは、消費者の誰もが「不当」とみなすことであつた。この状態を放置することは、公共の秩序の破綻、食糧蜂起につながつた。「穀物の高価格」という情況ゆえに、「中間商人」を規制する法を施行せよ」「一六九年⁽³⁶⁾」といったように、食糧の高価格時、払底時には当局者も法を想起したのである。中間商人規制の命令を発することで当局は、みずからイニシアティヴをとつて事態に対処する姿勢をみせたのである。だから、十七世紀の食糧蜂起では、民衆みずからが当局の義務を「代執行」する「民衆による価格設定行動 (taxation populaire)」は現象しなかつた⁽³⁷⁾。

この政策に方向転換がみられるのは、王政復古後のことであつた⁽³⁸⁾。一六六三年「産業を奨励するための制定法」が議会を通過する⁽³⁹⁾。

〔第二項〕ウインチエスター度量衡によつて計量された穀物の価格が、船積みあるいは出航される港などの場所で、以下の価格をこえないばあい、〔価格は省略〕かの穀物を船積み、運搬、移送すること…、外国へ輸出することは違法行為にあたらず。

〔第四項〕ウインチエスター度量衡によつて計算された穀物の価格が、それが購入される市場や港などの場所で、以下の価格をこえないばあい、〔価格は省略〕（大量買いつけや購入後三ヶ月以内に同一物を同一市場で売るのでなければ）公開市場で購入することも納屋や自宅に貯蔵することも違法行為にあたら

▽ 「貴族院から治安判事へ」、一五九七年)

穀物の収穫以前に、価格操作をもくろみ買い込む者たちに現行法を適用せよ。

▽ 「[星室序から治安判事へ]、一六〇〇年)

穀物価格に治安判事は注意すべし。価格上昇の原因は穀物をしまいこむ者にある。その者たちを搜索、処罰せよ。⁽³⁰⁾

ほとんどすべての命令が穀物不足の原因を中間商人に帰し、怠慢なる治安判事を叱咤する。しかし実情をいえば、州の治安判事は一つの市場を充足させればそれでよいのではなかった。余剰の地域から不足の地域へ穀物を供給することこそが公共の秩序を守ることにつながる。治安判事その人が中間商人的活動をした史実さえ存在すはつぎのように書きのこしている。

こうした実情は一方で新しい発想を生みだした。一五七六年、ザンプトン選出庶民院議員で「サリ州からの穀物移送を制限するための委員会」委員であったウォラップ (Sir Henry Wallop, 1540-99) はつぎのように書きのこしている。

市場は購入に来るすべての人びとに開放されているべきであるし、大量買いつけをしない中間商人は必要とされている。そして、ある州が余剰の日用品をもつて他州を援助すべきだということは、まったく道理にかなつたことだ。：我らがチーズやバターを受けとつている諸州が、万一一、それらを撤回するならば、我らは大損害をこうむるであろう。⁽³¹⁾

ウォラップ的な発想は次の十七世紀以降、しだいに支配的になつてゆく。一六二一年イースト・ラヴィントン（ウイルトシャー州）での命令をみよう。

一、市場が開かれる以前に、治安判事と市場役人は、その面前に穀物販売者の大多数を召集し、翌日販売される穀物的道理にかなつた価格を国王の御名において協議すべし。：いかなる者も定められた価格以上で販売することを得ず。

一、〔午前〕九時以前には、いかなる者もいかなる穀物を購入することを得ず。

一、治安判事や役人にその充分な理由を述べた者以外が：自家に必要である以上の食糧を購入することは違法行為とする。：ある種の穀物を二ブッシュエル以上購入することを得ず。

一、一時以前に同一の穀物を再販売するために購入するパン屋は許可されず。内密の約束や内密の売買も禁止する。

一、中間商人は三名の治安判事認定の許可証なしに、いかなる穀物をも購入することを得ず。：購入のさいには、許可証を市場役人に提示すべし。

一、穀物の購入は大市または週市においてのみであり、搬出し、市日だけにかぎられる。⁽³²⁾

この命令は、ラヴィントンほか二つの市場からの請願にこたえて、許可証制度を無視して活動していた中間商人を制限するために発せられた。その請願の中には当時の市場の姿が一言のべられている。「貧しい人びとは何度も市場へと足を運ぶことを余儀なくされ、時間と労力とをムダにした」。市場はそこへゆけばかならず日用必需

中間商人の担つた「自由な」取引きは、現実には市場での直接売買を補完していたのにもかかわらず、消費者・貧民に恨まれる対象でもあつた。そして、当初は権力当局も消費者・貧民保護の立場をとるのである⁽²⁴⁾。

III 中間商人規制の展開

一五五二年、中間商人規制法が制定された⁽²⁵⁾。その制定法前文は、

従来、商品および食糧の先買い商人 (forestaller) を規制する良き法が定められてきたのにもかかわらず、いまだ市場買い占め商人 (regulator) および契約買い占め商人 (ingrosser) を規制する良き法が定められていないために、さらには、いかなる者が先買い商人あるいは市場買い占め商人、契約買い占め商人とみなされるべきかが知悉されていないがために、前述の諸法は、制定者の御心にそつた、充分なる効果をあげてこなかつた。

と記している。であるから、制定法本文で「先買い商人」(第一項)、「市場買い占め商人」(第二項)、「契約買い占め商人」(第三項)をそれぞれ定義することは当然であった。この制定法改定で注目すべきなのは、何よりも第七項の中間商人の許可証規定である。これは、商取引きの実情を勘案し、史上はじめて中間商人を法認した一項である。許可証は、申請者の居住する州の治安判事三名によつて認可され、毎年更新する必要があつた。そして、許可証規定は第十三項

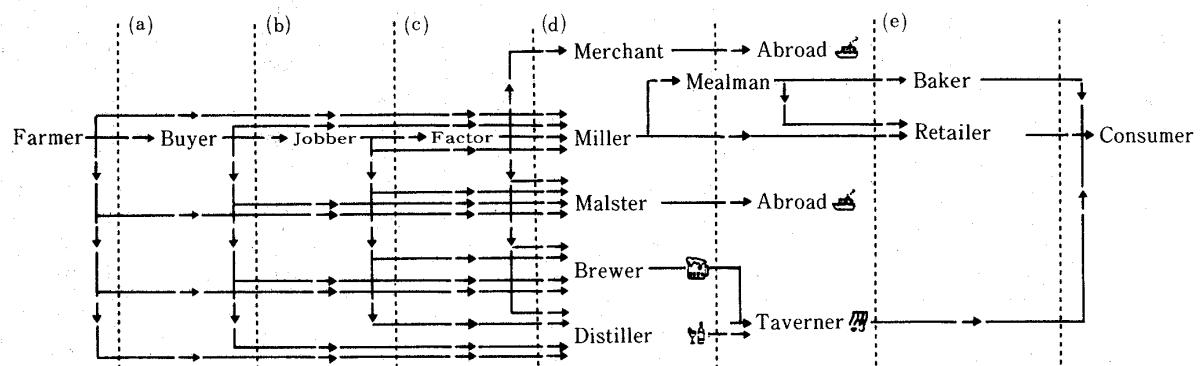
の穀物低価格時における中間商人の許可と連動して運用されるはずであった⁽²⁶⁾。その一〇年後の一五六二年法は、一五五二年法が「制定されていらい、大変多くの者が安逸に生活の糧を獲得しようと役所に殺到した」ために、許可証の認可基準を厳格化した。第四項に規定された申請有資格者は、「申請する地区に三年以上居住し」「既婚の世帯主で」「年齢三十歳以上の者」でなくてはならず、許可証発行の場合は各州の「四季法廷総会」に限定された。

この二法の施行状態はどうだったのだろうか。一五六一年ティルズリ (William Tyldesley) が国務大臣セシル (William Cecil, 1520-98) へとあてた文書では、「[バーナム (エセクス州) の] 中間商人について申しますと、長年打撃をうけて何の支配力もないため、その存在は見いだされません」と報告されている。しかし、同じく東部のノーフォク州ノリジの市場では、度量衡がみだれ、種々の商人が「法律に反して」取引きを行なつていることが市場監督の報告にある「一五六四年」。全般に、治安判事以下の行政担当者にたいする施行命令が目立つ。代表的なものをあげれば、

- ▽ 「枢密院から治安判事へ」オクスフォードシャー州、一五八七年】
- 納屋などに穀物を貯蔵している者たちの数を調べ：家族と播種用のものをのぞいた残りを「公開の市場」へと搬入させよ。
- ▽ 「貴族院からハーフォードシャー・エセクス両州の州長官へ」、一五九〇年】

農業経営者の家で購入することによる中間商人の大量買いつけを制限するための命令を発令されたし。

穀物取引き概図



- (a) a group of buyers of the raw materials
- (b) a group of jobbers and merchants of these materials
- (c) a group of factors
- (d) a group of wholesalers and manufacturing merchants
- (e) the retailers

引きは、隣人、友人、血縁関係の網の目の中で作動していた。⁽²⁰⁾ その結び目となつたのが、地方に偏在する農家の納屋、倉庫、穀物倉、そしてとりわけ旅籠 (*Inn*) であった。旅籠で重要なのはその副業の方で、今日でいうところの銀行業、倉庫業、手形決済所、代書業などを営んでいた。⁽²¹⁾ これらの旅籠の店主は「自由な」取引きの進行にきわめて大きな影響力をもつた。彼らは取引き相手の紹介者であり、取引き場所の提供者であった。商人たちは土地領主などに仲介されるよりも、旅籠の店主を頼つて時間を節約する方法を好んだ。

「自由な」取引きは、一方で市場に参加する消費者には市場のなりたちそのものに反する行為とみなされた。一五二九年、星室法廷への請願には、

ハンティンドンシャー州ヤクスリの貧しい住民たちは：「去年と同じくスコットランドへわたしたちの豆を持っていってしまうのか」と叫んだ⁽²²⁾

とある。さらには寸鉄詩は次のようにうたつている。

ウェールズのラシャはブリストルに持つていかれた／でもそれは織られないうちにウェールズで買われちまつたのさ／「中略」ある者は言うよ／羊毛は生えそろう前に／穀物は刈り入れのすうつと前に／買われちまうんだってさ／「中略」そうさ／先買いする奴らに悔悟させなくつちやならねえ／奴らが動き回る前に／市場監督さんを／くつつけとかなくつちやいけねえ／だつて、あの人は／みんなの要るモンを／買い占めたり、先買ひする奴らを／懲らしめるためにやつて来るんだから⁽²³⁾。

II 市場と「自由な」取引き

市場町での取引きは基本的に再販売を前提にしない。需給のバランスはそこで完結していなければならなかつた。しかし市場町を中心とした地域経済では需要に弾力がなく、まず生産者に不便を感じさせることになる。一五七〇年代以降、公開の市場を介さない——その意味で「自由な」——一括大量取引きが登場した一つの要因には、商品流通の弾力化への要求があげられる。さらに以下の三点が加えられる。第一に、イングランド全体で人口増加がみられ、都市や商業の中心地へと集中しはじめた。前者は生活物資への需要の増大、後者は需要の集中を意味する。第一は、前章でのべた市場であつかう商品の特化である。これにより、市場町相互の商品流通が不可欠になつた。第三に、手持ちの貨幣以上の額の大量取引きを可能にする信用決済の登場がある。

十七世紀になると、取引き総量のうち、木材の九%、家畜類の一三一一四%、穀物の三八%が市場を介さないの取引きで占められる。穀物の種類では、大麦が五一%ともっとも高い比率を占め、次いで麦芽が三一%、小麦一二%とつづく。大麦は貧民対策用に配布され、麦芽は醸造に使用されるため、ともに大量一括の取引きを必要とした。⁽¹⁵⁾

この「自由な」取引きをになつたのが、中間商人である。彼らは、生産点から消費点にいたる流通過程のどの地点で活動していたかに

よつて分類される〔図参照〕。まず原料調達商 (corn-buyer)。彼らは、生産者から直接に穀物を購入し、運送も請けおつた。諸々の市場の情況に精通しており、余剰地から欠乏地へと穀物を発送した。⁽¹⁶⁾

つきが、委託商 (corn-factor) と投機商 (corn-jobber) である。委託商は原則的に投機的行為を行なわなかつた。彼らはある商人集団から派遣された代理人として、直接生産者や原料調達商に委託を受けて穀物を運送する役割を担う。しかし、しばしば投機商との共存関係もみられた。⁽¹⁷⁾ その投機商はきわめて大量の穀物購入を行なつた。目的は欠乏時期をねらつてより高価格で穀物を再販売することであり、結果的には彼らによつて需要と供給とが均衡した。大量の商品を保持しておくために、倉庫を所有もしくは賃借していた。この倉庫と見本を並べておく店舗によつて、人為的な物資欠乏状態をつくりだすことも可能であった。海外貿易商 (corn-merchant) は本質的に投機商と変わることろはない。海外貿易商は国の内外を問わず穀物価格の高い市場で売りさばいた。最後の小麦粉商人 (mealman) とは製粉された穀物の商人である。彼らは製粉業者 (miller) を兼ねることが多く、大部分が製粉所 (mill) を所有していた。⁽¹⁸⁾

ここで「自由な」取引きに参加していた人びとを社会的に同定しておこう。端的にいって、彼らは、ジエントリ、商人、農業經營者、醸造業者といった独力で取引きに参加する資力を保有する社会の中・上層の人びとであった。また、十六世紀以降取引きを裁可する専門職として弁護士なども加わつた。知的専門職もふくめて彼らは少数ではあつたが、強力な都市のエリート層を形成する。彼らの取
⁽¹⁹⁾

あるいは次の市場開催日までの、食糧を購入する人びと (petty consumers) であり、その多くは女たちからなつていて。女たちは「農村の経済組織体 (rural economy) のなかで、もつとも困難でかつ長時間を要する仕事をおう」。⁽⁶⁾ そのような彼女たちにとって市場は、一瞬のやすらぎの場、あるいは情報交換の場であつた。(ただし、女が市場での商品流通過程に関与することは、法律で禁じられていた。彼女たちはあくまで消費者なのである。⁽⁷⁾)

市場の中心となる市場広場 (market-place) では、教区教会の守護聖人の祭りや市参事会の饗宴が開催された。年に一度の市場の徵税台帳監査のさいには、鐘や太鼓を鳴らして市場役人全員が盛装して法廷へと練り行列した。これらは都市生活における重要な社交の機会でもあつた。また市場は交通の要所にあつただけではなく、(理念型としては) そこを囲むように、市庁舎、礼拝堂、教区教会がたてられている都市機能の中枢部をなしていた。⁽⁸⁾ 広場付近には「市場の十字架 (market-cross)」または「五月柱 (maypole)」がある。これは、重罪人の首がさらされる司法権力の象徴でもあつたが、その近辺の居酒屋では政府へのあからさまな批判、さらには騒擾の組織までがなされた。⁽⁹⁾

市場には独自の権力機構も存在した。都市当局から派遣された市場役人が市場館 (market hall) に駐在していた。総数は、四、五人から四〇、五〇人で、母体になる都市の規模、富裕度、市場の規模などに左右された。市場役人職は都市法廷や領主法廷から一年任期で任命されるのが原則であったが、往々にして世襲職的色彩を帶び

た。彼らの務めのいくつかは、市場を中心とする地域のなりたちを示している。たとえば、徵税役 (toll-gatherer) は、市場入場税や出店税を徴収したが、税収はおもに都市 (下層) 住民対策にあてられた。⁽¹⁰⁾ 清掃役 (sweeper) は、次の市場開催日までに生ゴミ、家畜の糞などを処理する。それは、周辺の農民に肥料、飼料として領布された。ふれ役 (bellman) のうけもつた鐘は市の開始を告げる合図、盜賊団の襲来、火災発生などを知らせる警報の役割をになう。鐘の音はその聞こえる範囲での一体性を象徴した。同じ時間を共有し同じ危険に立ちむかう、共同体意識の確認である。⁽¹¹⁾ 市場の治安維持の責任をおう市場検察官 (market looker)、それぞれの役名にある商品の価格を統制し品質を検査した検査役 (ale-conner, bread-tester, leather-searcher, etc)、係争を仲裁し、当該商品の価格を定めるいとを責務としていた査定役 (appraiser) は、重量・品質の不正とそこから生じる係争の防止、仲裁にあつた。彼らは市場に開設された簡易裁判所、「埃足法廷 (pie-powder court)」とともに、ローカル共同体の成員ではない外部の商人たちとも交渉したのであつた。⁽¹²⁾

市場はそもそもまな人間関係の結び目となる場あつたと想像される。別の方をすれば、市場町は単独で存在したのではなく、周囲の農村社会と深く関係づけられていた。⁽¹³⁾

れは当該の地域社会全体に、食糧危機にさいしていかなる行動をとるべきかについての諒解（正統性の根拠）があつたからである。蜂起勢の自律は、こうした諒解事項をすみやかに行なわぬ当局の肩代わりをして、みずから正義を行なうという（「代執行」）信念に支えられていた。

こうした諒解事項の一つに、買占め、および公開の市場をとおさない商取引きの禁止があつた。それは、テューダ朝の制定法以来、枢密院令、四季法廷における治安判事命令、地域住民の庶民院請願などのかたちで登場する。小論では、従来は絶対王政期の産業規制とみなされていたこれらをたどってみようと思う。そしてそれが、「別の優勢になりつつあつた世界像」によつて、蚕食、清算されてゆく一端を考察してみたい。以下、まず近世イングランドの市場町を概観したあと、買占めおよび公開の市場をとおさない商取引きの規制をたどる。そして十八世紀の同法の廃止を意味づけてみよう。

ただし、小論で注意を喚起したいのは、むしろ逆のことである。何らかの特化を示した市場町は二八〇強、全体からすれば約三分の一であつた。残り四八〇弱では、まだ複数の商品が取引きされた。それらはむしろ、ローカル共同体への生活物資の供給の場として機能していた、と推測される。また、特化した市場も、商品集散地の役割をになつた大規模なものをのぞいて、商取引き参加者は市場町とその周辺の住民にかぎられていた。過半数以上の市場町は「市場経済 (market economy)」ではなく、特定地域の「生存維持の経済 (subsistence economy)」のなかにあつた。

すでに述べたが、ヨコハマ、オックスフォードとは、世の中のなりたち、部より分布が疎であつた。その理由はつぎのように考えられる。この時期の市場町の特徴に、一つの商品だけをあつかう傾向を示しは

じめたことがある。その商品は当該地域の主要產品、つまり北部ではおもに牛と羊毛、ミドランズでは家畜類、東部（とくにイースト・イングリア）では圧倒的に穀物、とくに小麦であつた。たとえば、イングランド東部では、存在の確認されている約二〇〇の市場町のうちで七七が何らかの商品に特化しており、うち四六が穀物を主要な商品としていた。穀物は主穀であり、消費者が當時かつ迅速に購入できる必要があつたし、くわえて陸上では馬の背、荷車で小量しか運搬できない商品特性があつた。したがつて市場町の分布はきわめて密になる。一方、家畜、家禽、羊毛などは、その商品がみずから動くことのできたり、腐敗しないものであつたから、市場の分布は比較的疎になる。⁽⁵⁾

「穀物の価格をそだめ統制すべし」

—近世イングランドの中間商人規制と民衆—

栗田和典

はじめに

民衆文化の特徴を共通する固有の世界観から意味づけるばあい、

したような歴史研究では、「歴史的に伝承した規範ないし固有の文化を守る世界像（の主張）であり、それ自身に別の（優勢になりつた）文明＝世界像「ヘゲモニー文化」との対峙」を含意して使われている。（〔 〕は栗田による補足、以下同様。）

「モラル・エコノミー（moral economy）」という術語が用いられることがある。フランス革命におけるサン・キユロットの政治文化、幕藩体制下の日本の百姓一揆や民権期の秩父困民党にみられる「權力によってなかば容認された膺懲行為」、あるいは伝統中国の農民叛乱、地域社会における生存維持の規範、これらがいすれも「モラル・エコノミー」で表現されうる。⁽¹⁾論者によつて少しづつズレが生じるこの術語をあらためてことばの語源から確認すれば、モラルはラテン語の *mores*（習俗・慣行）、エコノミーは古代ギリシアの「家」、ないし「家のやりくり」を意味する *oikos* ^(オイコス)である。したがつて、歴史的含意にそくして日本語にするならば「習俗・慣行にもとづくグランドの食糧蜂起は餓死に瀕した極限情況からのやみくもな暴動世の中のなりたち・規範」としなくてはならない。さらに先に例示